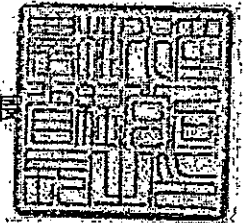


29 経営 第911号  
平成29年6月22日

新潟県知事 殿

農林水産省経営局長



### 農地利用最適化交付金に係る報酬条例の整備について

農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して農地利用最適化交付金を反映した報酬を支給するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項に基づき、報酬の額及びその支給方法を条例で定める必要があり、同条第2項の規定との整合性を確保した条例のイメージを別紙のとおりお示ししているところです。

しかしながら、このような報酬条例を整備済み又は整備予定の市町村は、平成29年10月31日までに新制度に移行する農業委員会がある市町村の約3割に留まっているところです。

つきましては、報酬条例の整備を行っていない市町村においては、速やかにその整備を行うよう、貴職におかれては、改めて貴県内の市町村に対して指導をお願いします。

なお、本通知は総務省とも協議済みである旨を申し添えます。

28 経営第 2246 号  
平成 28 年 12 月 13 日

新潟県農政担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地利用最適化交付金に係る報酬条例の手当てについて

今年度から、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）の報酬に充てるための新規予算として農地利用最適化交付金を措置したところですが、委員に対して本交付金を反映した報酬を支給するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項に基づき、報酬の額及びその支給方法を条例で定める必要があります。

また、同条第2項においては、報酬は勤務日数に応じて支給することとされていますが、本規定は、報酬が純粋に勤務に対する反対給付としての性格を持つものであり、勤務量（勤務日数等）に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたものと解されています。

今般、上記規定との整合性をより確保した条例案を新たにお示ししますので、別紙を参考に、適切に条例を定めるよう、貴職におかれては、貴県内の市町村に対して広く周知指導をお願いします。

(別紙)

○非常勤職員の報酬及び費用弁償条例イメージ (下線部分は改正部分)

(非常勤の特別職の報酬)

第A条 非常勤の特別職の報酬は、別表のとおりとする。

別表

職		報酬額
〇〇委員会	委員長	月額〇円
	委員	月額〇円
農業委員会	会長	月額〇円以内で、市長が別に定める額
	委員	月額〇円以内で、市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	月額〇円以内で、市長が別に定める額

本条例イメージは、農業委員会の委員等への報酬額を、農地利用最適化交付金の交付額の確定後、市町村が規則等により定められるようにするものです。

年度末に報酬額を定めた場合には、年度当初から適用し、報酬を支払うための所要の手当てが必要となる場合がありますので御留意ください。

なお、報酬額の算定については、活動日数等に応じて支給する方法等が考えられますので、地域の実情をふまえて決定願います。

問1 「農地利用最適化交付金に係る報酬条例の手当てについて」(28経営第2246号平成28年12月13日付け農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「本通知」という。)の別紙の条例案では、「月額〇円以内で、市長が別に定める額」とあるが、月額以外の条例の定め方はできないのか。

本通知でお示しした条例案については、農地利用最適化交付金(以下「本交付金」という。)を反映した報酬を支給するための参考として、お示ししているものです。本交付金が確実に報酬に反映されるのであれば、この条例案によらず、地域の実情に応じて、例えば、年額で報酬額を定めることも考えられますが、その際にも、地方自治法203条の2との整合性に御留意の上、適切な条例を定めてください。

問2 本通知の条例案では報酬の上限額を示しているが、例えば、報酬のうち基礎的な報酬と報酬の一部を分けて、条例案を定めることはできるのか。

報酬のうち、基礎的な報酬額と報酬の一部の額を市長が別に定める額として、条例に定めることも考えられます。

【例：月額(又は年額)〇円に、月額(又は年額)〇円以内で市長が別に定める額を加算した額】

この場合であっても、地方自治法203条の2との整合性に御留意の上、適切な条例を定めてください。

問3 本交付金を報酬として支給する場合に、規則等でどのように定めればよいのか。

本交付金の交付額については、規則等において、各委員の活動日数等に基づいて支給する報酬を定めることが適当です。この場合、委員の活動日数等に応じて差をつけた区分により、支給する方法等が考えられ、具体的には、規則等で以下のように定めることが考えられます。

なお、年度末で当該規則等を改正し額を変更した場合、当該改正について年度当初より遡及適用することが必要となる場合もありますので御留意ください。

第〇条 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例第A条に基づく別表の農業委員会の会長、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）の報酬額について、市長が別に定める額は、次の各号の額とする。

1 月額 〇万円

2 次の算定式で得られる額

$$\frac{\text{（農地利用最適化交付金の交付金額）} \div \text{（委員人数）} \times \text{（別表に掲げる係数）}}{\div \text{（12ヶ月）} \ast}$$

※月額以外の場合は支給単位に応じた適当な値

（別表）

委員の活動日数区分（例）	係数（例）
委員の中で、上位3分の1であるもの	1.3
委員の中で、上位3分の1及び下位3分の1以外のもの	1.0
委員の中で、下位3分の1であるもの	0.7

※ 別表の活動日数区分や係数については、市町村の実情を踏まえて決定願います。

問4 本交付金が当初の予想以上に交付され、それを報酬に反映した場合、条例の上限額を超えてしまうケースも想定されるが、条例上の上限額はどのように定めればいいのか。

本交付金については、各市町村に配分される額の確定が2月上旬になると見込まれますが、その際、条例上の上限があることにより、本交付金が委員の報酬に十分反映されないこととなるのは適切でないと考えられます。

このような事態を避ける方法として、条例上の上限額を、本交付金が交付される最高額（農地集積・遊休農地の発生防止の目標達成度が130%以上の場合）（農地利用最適化交付金事業

実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）別添（第3関係）参照）と想定した上で、その場合に委員の報酬として支給される最高額とすることが考えられます。例えば、本通知の別紙にならって条例を定めた場合は、以下で算定された額（83,578円）が条例で定める上限額となります。ただし、条例で定める上限額が、規則等で定められ実際に報酬として支給される額と乖離が生じる可能性があることに、留意する必要があります。

$$\text{上限額} = 25,000\text{円}\times 1 + 6,000\text{円}\times 2 + (14,000\text{円}\times 3 \times 26\text{点}\times 4 \div 9\text{点}\times 5 \times 1.3\times 6)$$

- ※1 基礎的な報酬額（月額）（仮に、従前の報酬額が月額25,000円であった場合）
- ※2 活動実績に応じた交付金の額
- ※3 成果実績に応じた交付金の額
- ※4 農地集積・遊休農地の発生防止の目標達成度130%以上の評価点
- ※5 要綱で定めた値
- ※6 規則等で定める活動日数（最大）に係る係数

また、目標達成度をあらかじめ見込んだ上で、その達成時に交付される額を推計し条例上の上限とすることなども考えられます。この場合、目標達成度が想定を上回り、条例上の上限では委員の報酬に十分反映できないケースが生じる可能性がありますので、秋頃までの農地集積・遊休農地の発生防止の実績等を踏まえ、仮にそのような事態が発生することが見られる場合は年度内に条例を改正するなど、所要の措置が必要となります。

以上の点も勘案した上で、市町村の実情を踏まえた適切な上限額を定めてください。

問5 今後は、「農業委員会の適切な新制度への移行について」（平成28年7月27日付け28経営第1178号農林水産省経営局農地政策課長通知）の別紙の条例案ではなく、本通知の条例案を参考に条例を定めればよいのか。

「農業委員会の適切な新制度への移行について」の別紙で示した条例案では、自治体における既存の規定ぶりも参考に示したものですが、今後は、地方自治法における規定との整合性をより確保した本通知の条例案を参考に、条例を定めていただくようお願いいたします。

新潟県農政担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農業委員会の適切な新制度への移行について

先般、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が施行され、農業委員（以下「委員」という。）の選出方法の見直しや農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の新設等が行われたことを踏まえ、各都道府県・各農業委員会の御協力を得て新制度に移行する農業委員会の臨時実態調査を実施したところです。

その結果、本年4月までに新制度に移行し、推進委員を委嘱した161農業委員会のうち、

- ① 候補者の数と委員定数が同数であり、募集に先立って事前に調整が行われたことが疑われる農業委員会（75委員会）があること
- ② 「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」とされているにもかかわらず、女性委員を1人も任命していない農業委員会（26委員会）や、50歳未満の若者を1人も任命していない農業委員会（101委員会）があること

など、今回の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正の趣旨に照らしていかかと思われる事例が確認されました。

また、推薦・募集の期間をおおむね1月確保しておらず、法令の規定に違反している農業委員会もみられました。

さらに、委員及び推進委員の報酬についても、新規予算において上乗せ措置として講じた農地利用最適化交付金の趣旨を条例に適切に反映している市町村がなく、このままでは成果実績に応じた報酬を通常の報酬に上乗せして委員及び推進委員に支給することができない状況にあることが確認されました。

加えて、一部の担い手農業者から、従来委員となっていた者がそのまま新制度下の委員に任命され、募集に応じた担い手農業者を委員として選出する動きが全く見られなかったという指摘も受けているところです。

つきまして、貴職におかれては、下記に留意の上、今後新制度へ移行する農業委員会に対して広く周知指導いただくとともに、移行の結果として不適切な実態となっている貴県内の農業委員会に対しても適切に指導いただくようお願いします。

## 記

### 1 農業委員の推薦・募集等について

#### (1) 委員選出の基本的な考え方について

今回の法改正において、委員の選出方法が公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されましたが、これは地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために行われたものです。委員の選任に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにすることなど、法で定められた要件を満たすことはもちろんのこと、その趣旨を踏まえ、候補者の掘り起こしを積極的に行い、定数以上の候補者を確保するよう努めてください。その際、あらかじめ地区ごとに定数枠を設け、地区から推薦のあった者を必ず選任するようにするという運用を行うことは、旧制度と実質的に変わらない選出方法であり、法改正の意義そのものが問われかねませんので、厳に控えてください。

なお、候補者の掘り起こしの結果として、定数を超える候補者が集まった場合には、透明なプロセスで選考を行い、選出した理由についても公表するようにしてください。

また、委員選任案の同意を行う市町村議会が「推薦をする者」となっている事例が見受けられました。このような行為は、委員の選出に当たって著しく公正性・透明性を欠くものであり、厳に慎んでください。

#### (2) 女性・若者の任命について

法第8条第7項において、市町村長は、農業委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされています。また、政府が定めた「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）においては、農業委員会の委員における女性の登用ゼロからの脱却及び委員に占める女性の割合を平成32年度までに30%を目指すこととしています。

これらを踏まえ、女性及び若者に募集に応じるよう積極的な働きかけを行うとともに、推薦・募集の結果、女性や若者から十分な数の候補者が出なかった場合には、募集期間を延長し、個別の働きかけを行うなど工夫してください。

#### (3) 推薦・募集期間の考え方について

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第7条第2項及び第13条第2項において推薦の求め及び募集の期間はおおむね1月としなければならないと規定されており、その期間は少なくとも24日間以上とすることが適当と考えられますが、それに満たない期間しか推薦・募集を行っていない農業委員会が見受けられたところです。ついては、委員の選出についての公正性・透明性を確保する観点から、今後の推薦・募集に当たっては、その期間が確実に24日間以上となるようにしてください。



(4) 農業委員及び推進委員の報酬について

新制度に移行した農業委員会の農業委員及び推進委員の報酬は、平成26年6月の政府・与党取りまとめにおいて、農業委員が責任ある判断ができるよう水準の引上げを検討することとされ、これを受けて、今年度からの新規予算として農地利用最適化交付金を創設したところです。他方で、委員及び推進委員に対して、本給とは別に事後的に報酬を上乗せ支給するためには条例で手当する必要があります。したがって、委員及び推進委員の活動実績及び成果実績に応じて配分し、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するという農地利用最適化交付金の趣旨を踏まえ、各市町村で別紙案を参考に適切に条例を定めておいてください。

また、委員と推進委員の報酬額を比較して、推進委員の報酬額が委員の報酬額よりも著しく低い事例も見られますが、農地の利用の最適化を図るため、従来の委員の機能を「委員会としての決定行為」と「地域活動」に分化し、従来にも増した地域活動を担う者として推進委員を新たに設置したという法改正の趣旨を踏まえ、推進委員の報酬が適切な額となるよう留意してください。

(別紙)

1. あらかじめ、インセンティブに係る報酬を定めておくケース

○非常勤職員の報酬及び費用弁償条例イメージ（下線部分は改正部分）

(非常勤の特別職の報酬)

第A条 非常勤の特別職の報酬は、別表のとおりとする。

別表

職		報酬額
〇〇委員会	委員長	月額 〇円
	委員	月額 〇円
農業委員会	会長	月額 〇円
	委員	月額 〇円
	<u>農地利用最適化推進委員</u>	月額 〇円 に1件の権利設定等につき〇円以内で市長が定める額を加算した額

本条例イメージは、一部の自治体において既に措置されているもので、農業委員会の農地利用最適化推進委員について、あらかじめ、インセンティブとして報酬の加算額を定めているものですので、ご参考願います。

## 2. インセンティブに係る報酬を農地利用最適化交付金の額の確定後に定めるケース

### ○非常勤職員の報酬及び費用弁償条例イメージ（下線部分は改正部分）

（非常勤の特別職の報酬）

第A条 非常勤の特別職の報酬は、別表のとおりとする。

別表

職		報酬額
〇〇委員会	委員長	月額 ○円
	委員	月額 ○円
農業委員会	会長	基本給 月額（又は年額）○円 能率給 <u>予算の範囲内で市長が定める額</u>
	委員	基本給 月額（又は年額）○円 能率給 <u>予算の範囲内で市長が定める額</u>
	農地利用最適化推進委員	基本給 月額（又は年額）○円 能率給 <u>予算の範囲内で市長が定める額</u>

備考

農業委員会の会長、委員及び農地利用最適化推進委員の能率給の額は、第B条【報酬の支給期日の規定】の規定にかかわらず、〇月〇日に支給する。

本条例イメージは、農業委員会の委員等へのインセンティブとして、農地利用最適化交付金の交付額に応じて、市町村が決裁等により報酬の加算額（能率給）を定められるようにするものです。

能率給の支給期日については、農地利用最適化交付金は12月末時点の農地集積の成果等を踏まえて交付額が確定することから、市町村において交付金の額の確定後に委員等に支給する場合は、支給期日は年度末になることが想定されます。

一方、非常勤職員の報酬の支給期日については、一般的に条例で決められているところであり、能率給の支給期日と整合がとれないことが想定されることから、その場合は、別表の備考として、能率給の支給期日の特例を記載するなどの所要の措置が必要となることにご留意下さい。

なお、能率給の算定については、活動日数や契約件数に応じて按分する方法等が考えられますので、各委員とも十分協議の上、地域の実情をふまえて決定願います。

※自治体によっては農業委員会の報酬等を別途条例で定めているケースや、条例で額を明記しないものについて別条例としているケース等もありますので、各自治体の実情に応じて柔軟にご対応願います。